

陳 情 文 書 表

| | | | |
|---|--------------------------|-------|------------|
| 受理番号 | 30第1号 | 受理年月日 | 平成30年1月31日 |
| 陳 情 者 | [REDACTED] | | |
| 件 名 | 「目黒区住宅宿泊条例（仮称）の制定」に関する陳情 | | |
| <p>【陳情の趣旨】</p> <p>目黒区において、住宅宿泊事業の営業を過度に制限する諸規則ならびにこれに伴う行政措置を講じないようにしてください。</p> <p>急増する訪日外国人客を取り込み、地域の発展につなげていくことに知恵を向けるべきであり、住宅宿泊事業法（以下「法」という。）の施行当初から、過度の規制によってその出発点を絞り込むことは、将来に向けての利益損失を招く結果となりかねません。かかる責任は重大なものと思料します。</p> <p>本年6月から施行される法によれば、法の一定の要件を満たした者であれば、「住宅」を宿泊施設の用に供して、地域を問わず、住宅宿泊事業（以下「民泊」という。）を年180日間営業できるものとされています。</p> <p>従いまして、条例とはいえ、民泊を営業できる区域や期間に大幅かつ過剰な制限を設けることは、そもそも法の趣旨から逸脱していることに加え、憲法も保障する営業の自由を著しく侵害する恐れがあること、そして、これら過剰な規制により、むしろ「ヤミ民泊」を助長しかねないことから、厳に避けられるべきであります。</p> <p>現在、目黒区において検討されている「目黒区住宅宿泊条例（仮称）の制定」についても、この陳情の趣旨を十分に踏まえ、民泊の営業を過度に制限するような定めを設けないよう、要望します。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>具体的には、以下のような規制を条例で制定することのないよう強く要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区 域 区内全域を住宅宿泊事業の制限区域としないでください。 2 期 間 制限区域において営業できない期間を日曜日正午から金曜日正午までとしないでください。 | | | |